

令和3年（2021年）11月11日

長期継続契約制度の対象とする契約の見直しについて

令和3年9月定例会議会において、「枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が可決され、公布の日（令和3年9月15日）から施行されました。

については、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1 長期継続契約制度について

（1）長期継続契約制度とは

長期継続契約制度とは、翌年度以降にわたり契約を締結することが適切なものにつき、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、将来の負担を約束することなく複数年度にわたる契約を締結することができる制度です。

このたび、会計年度の区切りなく継続的に不可欠な事務機器の借入れ、設備管理の委託等を長期継続契約の対象とする見直しを行いました。

（2）長期継続契約の特徴

長期継続契約制度は、「各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、翌年度以降にわたる契約を締結する」ものですので、当該契約の締結日の属する年度の翌年度以降における市の債務負担金額は、契約締結時には確定しておらず、各年度の予算の範囲内で変更することがあります。

したがって、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合には、当該契約を変更し、又は解除することがあります。この場合において、受注者は、変更又は解除により生じた損害を請求することはできません。また、当該入札に要した費用については入札参加者の負担とし、本市に請求することはできません。

なお、発注案件公表の際は、発注案件名称に【長期継続契約】と記載し、契約書には「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約」である旨を明示するとともに、契約条項として、本市の歳出予算の減額又は削除があった場合において損害賠償なく合意解除することを定めます。

2 長期継続契約制度の対象となる契約

枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例において、次表の左欄に掲げるもののうち、その必要とする期限を定めがたく、翌年度以降にわたって締結する

必要のあるものを長期継続契約制度の対象と規定しており、それぞれ想定される契約内容は右欄のとおりです。

条例の条文	想定される契約内容
事務機器その他の物品を借り入れる契約であって、その物品を欠くことで市の事務に支障を及ぼすもの	(1) 事務機器の賃貸借 (2) 医療用機器の賃貸借
施設の維持又は管理、ソフトウェアの利用その他の役務の提供を受ける契約であって、その役務の提供を欠くことで市の事務に支障を及ぼすもの	(1) 施設の機械警備 ※人的警備は対象外とします。 (2) 消防設備、電気設備の保守、管理、点検等 ※緊急時対応を含むものに限ります。 (3) 建築設備の保守、管理、点検等 ※緊急時対応を含むものに限ります。 (4) システムの保守、管理等 ※最小限のカスタマイズを含みます。 ※システム開発、構築業務は対象外とします。 (5) ソフトウェア、ライセンスの利用

3 長期継続契約に係る事務手続

(1) 長期継続契約における契約締結日について

長期継続契約制度を適用する場合、契約初年度については予算の範囲内で契約を締結することとなるため、例えば令和4年度当初予算による長期継続契約の場合、契約の相手方の決定は令和3年度中に行いますが、契約締結日は令和4年4月1日となり、契約期間の開始日についても同日となります。

(2) 長期継続契約における契約期間

契約の相手方及び契約内容の定期的な見直しを行う観点から、原則5年以内とします。

問い合わせ先

枚方市役所 総務部 契約課

TEL : 072(841)1345 FAX : 072(841)2015

E-mail : keiyaku@city.hirakata.osaka.jp